

屋 根 概 説 (四)

(圖版第二版付)

文學士 藤 田 元 春

八、つ の や

つ の や といふ語は武家嚴制錄四、寺院造作の御觸書の中に一、佛壇つ の や 云々と出てゐるから徳川時代の通用語である、しかし古くは放出ハナチヂといつたらしい。

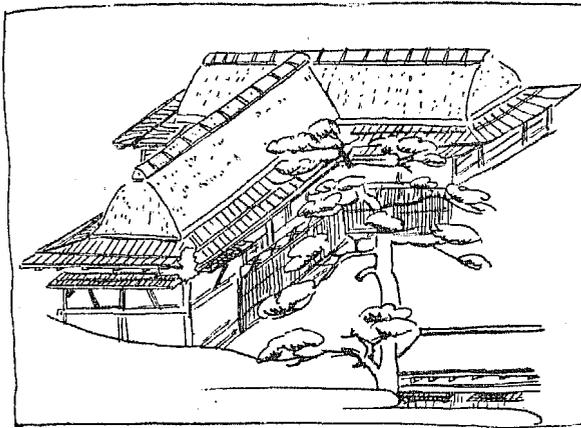
貞丈雜記十四に、今昔物語北邊の大臣の條に云前の放出の隔子の上に物のひかるやうに見えければ云々、又同書寛連の條車よりおりていりぬ、みれば前の放出の廣庇ある板屋のひらみたるに、前庭に籬結て云々、按ずるに此次に依て考ふるに放出は母屋より立ち出したる屋也母屋より放出したる心也、たとへば丁の字のごとし横の劃は母屋にて豎の劃は放出なり世俗に角屋ツンヤといふもの也とあるのである。

北邊キタノヘの大臣は源信、嵯峨の皇子であるから放出といふものは平安朝初期既にあつたものであらう蓋し古く源氏梅ヶ枝の卷にも東の中の放出といふ語があるが、これは母屋をしきりたる所のある座敷といふ程のことである。しかし今昔物語にあるこの多くの放出といふは母屋より立て出したる屋で伊勢貞丈は丁字形のプランの上に屋根のある形だといつた。山城神護寺の山水屏風を見ると承久頃の康房の筆で、このつ の や がかゝれてある(附圖第十九)。南桑の住宅を調査に行つた時に實に予

はこの母屋から横へ更につきた丁字形の茅葺に出逢うたのでこれを何と呼ぶかと、桂君に聞いた處貞丈の言の通り『つのや』といふと答へ、龜岡附近では、入母屋妻入を『まや』、同じく平入を

『よこや』と云ひ入母屋妻入に鍵の手に猶一棟又は二棟直角に増加してゐる場合に『つのや』といふと話された今氏の日本の民家には南部の曲家マガリヤとある、あの邊ではすこやといふのとこれを區別する、其の發達を考へて左の如くに一家言を提出してみる。

茅葺四阿のつや  
山城守護寺藏山風水屏の繪一部

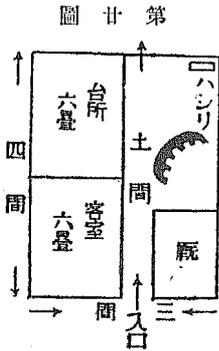


元來妻入なるものが「まや」即ち古い家屋の本躰であつたが其民家の大きさは普通三間四面であつたことは、山田郷長の解にも出てゐる通りで貞元の頃に、六位以下の民宅は其のやうな大きであつたらしい、我國では弘仁九年三月菅原清公の奏議に基き、天下の儀式男女の衣服、皆唐法によるとあつて、大寶令からして、唐制の如くに私民の邸宅に樓閣を許さない、唐書車服志に六品以下三間五架、庶民は三間四架となつてゐる、

その制度によつて、すつと下つて徳川時代寛文八年の禁令に寺院の造作梁間三間を限り、寛永二十年には萬石以下の面々番頭たりと雖も座敷二間半梁、但臺所は三間梁不苦れなど、違しがある、か

やうに徳川氏の初期に三間梁と定まつたのであるから、もし三間四架と云ふのを、柱四本を間口に立て、奥行は架を四つかけるといふ風に解釋して柱と柱との間を例令ば京の三十三間堂の柱間のやうに二間(凡十一尺九寸弱)を一間にとるならば、余程大きい民家にもなるのであるが、民家は殿堂とちがつて、材木も細いから、左様なわけに參らず、一間は京間六尺五寸、田舎間六尺といふ習慣になつてゐた、そこで古くは三間四間の母屋が本體で、古い京都市で農家の現存するものは、すべてが三間四間の入母屋で、其の家に入つて見ると天井が張つてないのが多い、これなども恐れ多い例ではあるが嬉遊笑覽によると紫宸殿は内室作りにて天井なく屋根裏のまゝにつくるとあるのと同じ次第で、あの神々しい御所の正殿の形式に民家の入母屋茅葺の昔を保存してゐられる所に誠に有難い感を生ずる。

こゝにいふ風に家作といふものは余程保守的なるものであるから三間四間といふ傳統が一旦確定してそれが妻入を本躰とすると左の如きプランになる。



五間となる、其上で猶一間庇をつけて物入にするとか、横へ半間の庇をつ

即三間に四間を二等分して半分は土間に、半分を床張にすると六疊二室しかとれない、之を客間と臺所にすると、寢室がない故に奥に庇をつけて二疊程の寢室をつくるのが例であつた

ことは、現在の平野宮北町の民家で例證せらる、その庇を母屋に取入れると間口三間奥行

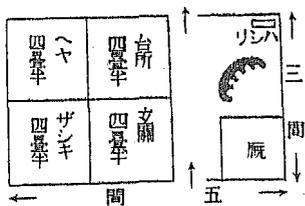


けて押入にするとか工夫をするが、こゝいふ風に奥行を延ばすことは、光線をさる上に不便もあり

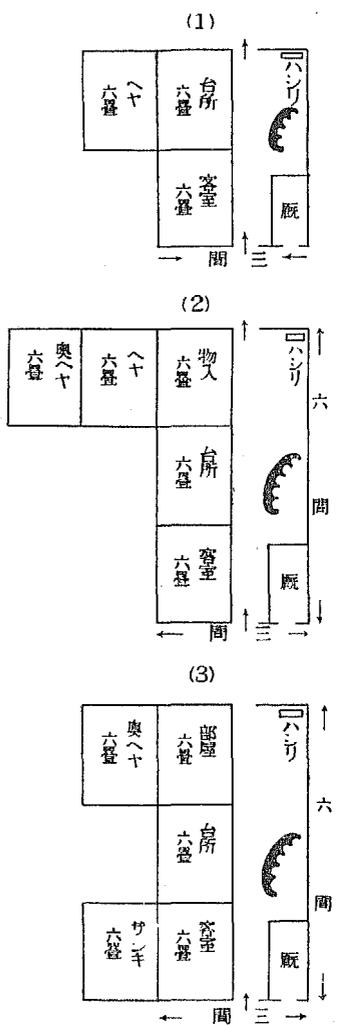
裏口への通り道が延長するといふために、出入の不都合も生ずるから、やがて之が『よこや』に代はつた、すると同じ五間三面でも<sup>臺所、客室</sup>部屋、奥座敷の四室がとりやすくなるので、後世多くはこの入母屋平入となり、上圖のごとき四間造<sup>ヨマ</sup>が今日の田舎民屋の本則となつた。

しかし古來の傳統を重んじて、妻入を變じないで、この室の不便を脱せんと工夫したものがあつた、これ即ち『つものや』のプランである、それは左の如きものだ。

圖二廿第



圖三廿第



いづれも元來が妻入の三間間口を本體として(1)は三間四間に一

つの部屋を増加したものであり、第二は三間六間に二つの部屋を増加したものであり、第三は同じものに前後に一つずつ座敷と部屋を増加したものである。かやうに増加すると、妻入の本棟に對し

圖 五 廿 第



南桑保津村上氏邸

て、直角に側面に一の横棟がつくこと圖版第二版の如くなるのである、このつものやのつのは一つの  
場合と二つの場合がある。この圖版第二の上は南桑田郡本梅村にある尤も簡單なつものやの一例で、  
同村小學校長竹岡源太郎氏の住居である、本來は四間六間の妻入であつたのを、庇を加へて五間の

大屋根にすると同時に、奥座敷を廣げて見らるゝ通り一  
つの角を附加したものである、角の下は八疊敷で非常に  
立派な植木のある庭園に面してゐる。

さきにも述べた通り、南桑は普通の入母屋に破風を飾  
ることさへ、村役人株内一統の承認を得る必要のあつた  
國であるから、かゝる立派なつものやは、勿論其地第一  
流の郷士でなくては許されない、『まや』即妻入でさへ、  
平入のよこやよりも格式が上位であつたことは、桂君が  
勝林島の代々の庄屋であつて『まや』作であることに依て  
證せらる、しかもその『まや』を更につものやにするのであ  
るから、余程威張つた所でないといふことがない、換言すれ

ば南桑では『つものや』あるものは徳川時代に其地の特別階級のシンボルであつた、こゝにいふ特別階級  
を保津村の五名、村上、桂、石川、長尾、永井の五氏、國分村の三名川嶋、寺町、小川の三氏、河  
原林村の五名、湯淺、茨木、遠山、八木、山田、出雲村の四名杉崎、廣瀬、谷尻、直繼、の四氏、

第廿六圖



南桑保津桂氏邸

馬路村の二名、人見、中川の二氏、等の家柄とする、で以上の氏を名乗るものは其村々で多く上流者として威張つたものであり、この風習が南桑國分、即古への國府を中心として、保津川と愛宕山塊の間の龜岡東方の平野に確定して現在に及び、就中保津の五名なるものが尤も其居村で羽振をきかしたものである、餘談ではあるが其一例をあげると保津に五氏正義傳なるものが記されてあつて、(明和三年)

下人小百姓の儀は

五名の家來筋の者

故古來より掟目相定有之平生の身持等傘雪踏足駄不相用並家作の儀、門破風は不及申、板椽疊等一切致させ不申

といふ明細な掟があつた位である、故にこれら其村の郷士とか地主とかいふ階級のものとは下人小百姓から區別する爲めに門構へにして宏大な邸地をとり、其上に本宅を『つのや』にしてゐるのである、例令へば村上忠博氏のごときは其宅地八百

第廿七圖



洛東詩仙堂

第廿八圖



つのやの岩倉村一民家

九十二坪、鬱然たる森林中に、『つこのや』の二つの角のある本宅に住してゐる（附圖第廿五）丹波弓  
箭隊の頭梁たる桂吉之丞氏も同じくこの保津の五名で『二つのや』の邸に住してゐる、毘沙門の代官  
日置三右衛門氏、出雲神社宮司廣瀬侍郎氏などいつた名門はすべてこの、『つこのや』である。河原林

村の湯淺俵次郎氏の本宅も亦この『つこのや』の一つである  
が、間口四間に奥行六間の妻入の奥に八疊の寢室が『つ  
この』になつて出てゐる、予の訪問した時にこの家の入口  
で板札を見た

延寶三年

奉修大峯山上護摩供□□

九月吉日

してみると延寶三年（西曆一六七五）四代將軍家綱の頃か  
ら以來三百年この家に火災がない、蓋し南桑田國分平野  
に現存する尤も古い『つこのや』の一棟であらう。

にもこの建前があつて、北嵯峨の舊村長井上與四郎氏の宅の如き又このつこのやである、予の所謂春  
日造を本體として、それは瓦棟茅葺であるが、側面のつのは置千木の茅葺である、中興三百五十年  
以來焼けないといつて家の大極柱はチョンノハツリの荒削りであることを誇としてゐる。現嵯峨町

長小松美一郎氏の舊宅も以前は『つのや』であつたといふことで南桑の『つのや』は實は嵯峨のこの妻入系統の發展である、故に本家の山城にもこの種の『つのや』は過去には多かつたらしい、一乗寺の石川丈山の居た詩仙堂の屋根がそれである、又等持院中町の本願寺別邸も又このつのやの複雑なものである、先日岩倉村に行つたところ、路傍に簡單なつのやを見たが勿論江州にもこれが分布して伊香郡にて二三これを見た、就中伊香郡高時村の舊の郡長小山脇藏氏の本邸や高橋長晴氏（郡史編纂主任）の邸のごとき又この『つのや』で、こゝでも丹波のやうに其土地では羽振のよい人の住宅であつた。元來は貧富の別によらず、自然的に生じた形であるが、屋の保存の上から富者に非んばこれを維持しがたい故に、近畿では今日かやうに富んだと思はれる古の郷士の邸にのみ残つたのである、併し佐賀縣の有明海岸にゆくと、『くまづくり』といつて、つのやの、二つのゝある家作が、其地方聚落の風をなしてゐる、これも其基く所はまやの妻入にあつたらしい。

之を要するに、つのやは神社建築で、春日造から流れ造に變じ最後に權現造八棟造、などいふものが顯はれたと同じ意味で、棟の方向の複雑化したもので、民家としては尤も最後に出來たものである、しかも其分布が近畿の一角にのみ止まつてゐないことも注意を要すべき點であらう、序に云ふが朝鮮では普通四阿のつものや作りになつてゐることも亦併せ考ふべきことである。（未完）